

## 第1節

## 生活安定のための施策

## 1. 利用者本位の生活支援体制の整備

## (1) 障害保健福祉施策の動向

障害保健福祉施策については、障害のある人の地域における自立した生活を支援する「地域生活支援」を主題に身体障害、知的障害及び精神障害それぞれについて、住民に最も身近な市町村を中心にサービスを提供する体制の構築に向けて必要な改正を行ってきた。

まず、平成15年4月1日から施行された「支援費制度」によって、サービスの在り方をこれまでの「措置」から「契約」に大きく変え、自己決定、利用者本位の考え方を明確にした。

続いて、平成18年4月1日から施行された「障害者自立支援法」によって、身体障害者及び知的障害者に加え、「支援費制度」の対象となっていなかった精神障害者も含めた一元的な制度を確立するとともに、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応し、また、障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスや相談支援等が受けられるよう福祉施設や事業体系の抜本的な見直しを行った。

その後、制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を図るための検討が、推進会議の下の「総合福祉部会」で約2年間にわたって議論され、平成23年8月には、当該制度改革に係るいわゆる「骨格提言」が取りまとめられた。

この骨格提言等を踏まえ、「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」とする内容を含む「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が成立し、平成25

年4月1日から施行（一部、平成26年4月1日施行）された（法律の概要については、図表6-1）。

また、障害者総合支援法の施行後3年（平成28年4月）を目途として、障害福祉サービスの在り方等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとしてとされていることを受け、平成26年12月より有識者を構成員とする「障害福祉サービスの在り方等に関する論点整理のためのワーキンググループ」を開催した（見直しの概要については、図表6-2）。ワーキンググループで整理した見直し事項の論点について、平成27年末までを目処に、社会保障審議会障害者部会で議論を行うこととしている。

## (2) 障害者総合支援法の概要

## ア 障害福祉サービス

① 障害種別によらない一体的なサービス提供  
「支援費制度」では、身体障害、知的障害のある人に対し、障害の種類ごとにサービスが提供されており、精神障害のある人は「支援費制度」の対象外となっていたが、「障害者自立支援法」の施行により、障害の種類によって異なる各種福祉サービスを一元化し、これによって、障害の種類を超えた共通の場で、それぞれの障害特性などを踏まえたサービスを提供することができるようになった。

また、平成25年度の「障害者総合支援法」の施行により、障害福祉サービス等の対象となる障害者の範囲に難病患者等が含まれることとなった。制度の対象となる対象疾病については、当面の措置として、難病患者等居宅生活支援事業の対象となっていた130疾病を対象としていたが、難病医療費助成の対象となる指定難病の検討等を踏まえ、対象疾病の検討を行い、151疾病に拡大した（平成27年1月1日施行）。今後、さらに、指定難病の検討等を踏まえて、平成27年夏を目処に約